

社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 苦情解決に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第2条及び第45条の規定に基づき本会が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情に対して、社会福祉法（昭和26年法律45）第82条の規定をふまえて適切な対応を行うことにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足感の向上を図り、利用者が本会の福祉サービスを適切に利用できるよう支援する。また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、本会への信頼性の確保及び事業の適正さを確保することを目的とする。

(苦情の対象範囲)

第2条 この規程が対象とする苦情の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会が提供する福祉サービスの内容に関する事項
- (2) 本会が提供する福祉サービスに係る利用契約の締結、履行および解除に関する事項

(苦情申出人の範囲)

第3条 この規程による苦情申出人の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会が提供する福祉サービスを現在利用している利用者、その家族及びそれらの代理人
- (2) 苦情申出に関する福祉サービスの提供を本会より受けていた利用者、その家族及びそれらの代理人

(実施体制)

第4条 苦情解決の実施体制を整備するため、次の各号の職を置く。

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、法人本部及び各事業所単位に任命する。

(2) 苦情受付担当者

会長は、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるために、業務を担当する職員の中から任命する。

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置する。

- ① 会長は、本会の事業全体を担当する第三者委員複数名を、理事会及び評議員会の承認を得て任命する。
- ② 第三者委員は、利用者の立場や状況に配慮しつつ、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であることを要件とし、本会の理事、職員、利用者以外の者から任命する。
- ③ 第三者委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

④ 第三者委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

⑤ 第三者委員の報酬は、別に定める。

(職務)

第5条 第4条で設置、任命した苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の行う職務は下記のとおりとする。

(1) 苦情解決責任者

- ① 利用者、家族、保護者等への苦情解決の仕組みの周知
- ② 苦情申出内容の原因、解決方策の検討
- ③ 苦情解決のための苦情申出人との話し合い
- ④ 苦情解決結果の第三者委員への報告
- ⑤ 苦情原因の改善状況の苦情申出人および第三者委員への報告
- ⑥ 会長においては、本会が提供する福祉サービスに対する苦情の最終責任者としての職務

(2) 苦情受付担当者

- ① 利用者からの苦情の受付
- ② 受け付けた苦情の内容等の記録と確認
- ③ 受け付けた苦情の内容の苦情解決責任者、第三者委員への報告
- ④ 苦情の受付から解決・改善までの経過、結果の記録

(3) 第三者委員

- ① 苦情受付担当者が受け付けた苦情内容の報告聴取
- ② 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知と内容確認
- ③ 利用者からの苦情の直接受付
- ④ 苦情内容の事実関係を把握するための調査
- ⑤ 苦情申出人への助言
- ⑥ 本会への助言
- ⑦ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- ⑧ 苦情解決責任者からの苦情にかかわる事案の解決結果、改善状況等の報告聴取
- ⑨ 利用者、事業者の日常的な状況把握と意見傾聴

(職員の責務)

第6条 第2条に規定する苦情を利用者から受けた職員は、苦情受付担当者に報告する。

2 職員は、苦情解決に向けた取り組みに積極的に参加する。

(利用者等への周知)

第7条 苦情解決責任者は、利用者、家族やボランティア等に、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名、連絡方法を示し、苦情解決の仕組みや苦情解決機関の存在と利用方法を周知する。

(苦情の申出及び受付)

第8条 苦情受付担当者は、随時、利用者等からの苦情を受け付ける。

2 利用者等は、苦情を申し出る場合、口頭、文書のいずれによっても行うことができる。苦情解決責任者は、文書で申し出る場合の様式例を様式1「苦情申出書」として利用者等に示す。

3 苦情は、苦情受付担当者のみならず、第三者委員に対しても申し出ることができる。

4 苦情が匿名により行われた場合は第三者委員に報告し、第三者委員が必要な対応を行う。

(申出内容の報告・確認)

第9条 受け付けた苦情は、苦情受付担当者が「苦情の内容」「苦情申出人の希望」等を様式2「苦情受付書」により記録し、苦情申出人にその内容を確認した上で、早急に苦情解決責任者および第三者委員に報告する。その際、第三者委員の助言、話し合いへの立ち会いの要否について苦情申出人の意向を確認する。

2 第三者委員は、苦情受付担当者から報告のあった苦情申出について、苦情申出日から1週間以内に苦情申出人へ報告を受けた旨を様式3「苦情受付報告書」により通知し、内容に相違が無いか確認する。

3 第三者委員は、必要に応じ苦情申出人、苦情解決責任者等に聴取を行うなど、事実関係について調査を行い、申出の内容を正確に把握する。

4 苦情解決責任者は、利用者からの苦情について、原因、解決方策などの検討を行う。

5 第三者委員は、本会から助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

6 第三者委員は、苦情申出人から助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

(苦情解決に向けた話し合い)

第10条 苦情申出人と苦情解決責任者は、苦情申出の内容を解決するために話し合いを苦情申出日から2週間以内に行う。

2 その際、苦情申出人と苦情解決責任者は第三者委員の助言、立ち会いを求めることができる。

3 第三者委員は、話し合いへの立ち会いを求められた場合、苦情内容を確認した上で、解決案の調整及び助言を行う。

4 苦情受付担当者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を様式4「話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間および第三者委員で確認する。

(苦情対応の記録・苦情解決結果の報告)

第11条 苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経緯と結果についての記録を書面に残す。

2 苦情解決責任者は、1～2週間毎に苦情解決の取り組み状況について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

3 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人および第三者委員に対して、1か月以内に様式5「改善結果報告書」により報告する。

(苦情解決結果の公表)

第12条 個人情報に関するものを除き、本会「広報誌」及び「事業報告書」に苦情の申出内容、解決結果を掲載、公表する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月23日から施行する。